

令和6年度第8回多良木町議会(3月定例会議)							
招 集 年 月 日	令和7年3月11日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年3月17日		午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和7年3月17日		午前10時58分		
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治	
欠席議員	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人	
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清	
× 欠 席	4			9	○	落 合 健 治	
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文	
会議録署名議員	5番	源 嶋 た ま み		9番	落 合 健 治		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名		
	町 長	石 井 淳 一		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課	矢 立 健		
	教 育 長			住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	職 務 代 理 者			住民ほけん課	久 保 田 大		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課	久 保 田 大		
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	執 柄 健 一		福 祉 課	山 村 忍		
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課	西 史 子		建 設 課	那 須 研 太 郎		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課			農 林 整 備 課	山 下 義 博		
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦		
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課	西 輝 樹		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第55号	公の施設における指定管理者の指定について
議案第56号	令和6年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について
議案第57号	財産の無償譲渡について
議案第58号	財産の無償貸付について
議案第59号	多良木町犯罪被害者等支援条例を定めることについて
議案第60号	多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第61号	多良木町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第62号	多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第63号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第64号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第65号	多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第66号	多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第67号	多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第68号	多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を定めることについて
議案第69号	多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第70号	多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第71号	多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第72号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第8号）
議案第73号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第74号	令和6年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）
議案第75号	令和6年度多良木町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第76号	令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第77号	令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第78号	令和7年度多良木町一般会計予算

議案第79号	令和7年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第80号	令和7年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第81号	令和7年度久米財産区特別会計予算
議案第82号	令和7年度多良木町上水道事業会計予算
議案第83号	令和7年度多良木町下水道事業会計予算
議案第84号	令和7年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第85号	令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 9 名です。
全員出席ですので、会議は成立いたしております。
なお、説明員の松岡教育長職務代理者から欠席届が出ております。
その他は全員出席でございます。
これから本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 55 号」 公の施設における指定管理者の指定について

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、議案第 55 号「公の施設における指定管理者の指定について」を議題といたしております。

すでに説明を終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号「公の施設における指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 56 号」 令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 2、議案第 56 号「令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、猪原清議員。

○8 番（猪原清議員）

8 番です。

その 56 ページの件で約 400 万の増額ということですが、内容については、先の全員協議会でお伺いしました。

仮定の話はさておき、もし、この設計業者がですね、もうちょっと専門的な業者、郡市内にはいろいろあるはずですが、まずこのあんまり詳しくない業者といいですか、そういう専門の電気設備とか、そこまで手掛けていない業者に依頼した理由、まずそれをお聞かせください。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、お答えいたします。

この非常用電源設備工事につきましては、人吉球磨のほうでも、意外と進んでおりますし、そちらの指名業者のほうを参考にさせていただいたところでは。

参考にしたところ、人吉球磨地区の業者がほとんどであったということで、今回、そちらのほうを参考に指名をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

8 番、猪原議員。

○8 番（猪原清議員）

もし仮にそういう専門的、例えば、電気設備とか消防設備の専門業者に、これは終わったことですから、あれなんすけど、頼んでいたときにこういう 400 万近い増額が発生したかどうか、これ仮定の話はできないと思うんですけど、執行部ではその辺どう考えておられるのかなと思って。

仮に専門業者に頼んだ場合は、の結果こうなっていたかどうか。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

一応、今回は設計業者につきましては、町内の業者でございましたが、下請ということで、専門業者が入っております。

ただ、なかなか見えない部分がございますして、施工業者がその設計書、当初を基に調査したところ、いろいろ変更が出てきたということでございますので、当初の設計がちょっと甘かったというところでございます。

最終的には同じような金額になるかと思っております。以上です。

○議長（宇佐信行議員）

8 番、猪原清議員。

○8 番（猪原清議員）

以上で質問終わります。

○議長（宇佐信行議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号「令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 57 号」 財産の無償譲渡について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3、議案第 57 号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

すでに説明を終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 57 号「財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 58 号」 財産の無償貸付について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 4、議案第 58 号「財産の無償貸付について」を議題といたします。
すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 58 号「財産の無償貸付について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 59 号」 多良木町犯罪被害者等支援条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 5、議案第 59 号「多良木町犯罪被害者等支援条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号「多良木町犯罪被害者等支援条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 60 号」 多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 6、議案第 60 号「多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号「多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 61 号」 多良木町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 7、議案第 61 号「多良木町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号「多良木町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 62 号」 多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 8、議案第 62 号「多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号「多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 63 号」 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 9、議案第 63 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 「議案第 64 号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 10、議案第 64 号「多良木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号「多良木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 「議案第 65 号」 多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 11、議案第 65 号「多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号「多良木町国民健康保険給付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 「議案第 66 号」 多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 12、議案第 66 号「多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号「多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 「議案第 67 号」 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 13、議案第 67 号「多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号「多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 「議案第 68 号」 多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 14、議案第 68 号「多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号「多良木町立多良木学園設置条例を廃止する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 「議案第 69 号」 多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 15、議案第 69 号「多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号「多良木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 「議案第 70 号」 多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 16、議案第 70 号「多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号「多良木町消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 「議案第 71 号」 多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 17、議案第 71 号「多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号「多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 「議案第 72 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 18、議案第 72 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

ちょっと 2 点質問いたします。

まず、112 ページになります。

款の 2、総務費、目 18、ふるさと納税推進事業費、節 12、委託料ということで、ふるさと納税推進業務委託料の 144 万円が増額されておりますが、この業務内容及び増額の理由について、そして委託先はどこになるのか、その点についてまず伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

少々お待ちください。

答弁打合せのため、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 25 分休憩）

（午前 10 時 25 分開議）

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

はい。

それではお答えいたします。

ふるさと納税推進事業委託料の 144 万円でございますが、今回納税額のほうが上がりまして、収入のほうですね、それに伴いまして、その経費分といたしまして、今回委託料で 144 万円の増額ということでございます。

相手先につきましては、さとふるという会社でございます。

○議長（宇佐信行議員）

6 番、久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

今のに関連して、すぐその下にあります節 18 の負担金補助及び交付金の中で、補助金、3,862 万 2,000 円のふるさと応援寄附事業補助というのが出ておりますが、これはどういうふうな内容になりますでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

これにつきましても、ふるさと納税のほうが、寄附が多くなったものですから、寄附の部分に比例いたしまして、計算式はあるんですけど、財団のほうへ補助金といたしまして流すものでございます。

○議長（宇佐信行議員）

6 番、久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

もう 1 点、118 ページになります。

款の 6、農林水産業費、目 14、農地利用最適化推進費、節 1 の報酬、これが 320 万 7,000 円が減額っていうふうになってるんですが、これは予算額の 70%に当たりますね。

これだけ減額なったっていうその辺の理由、それからその内訳について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森博範君）

それではお答えいたします。

農業委員会の報酬の減額につきましては、財源が農地利用最適化交付金という国の補助金を財源としております。

こちらにつきまして、令和 6 年度から算定方法が変わりまして、農業委員会の活動実績に応じた、もしくは、集積率の向上に応じた予算の配分ということで、6 年度から運用が始まっています。

多良木町におきましては、農業委員さんの活動日数が、月平均の日数が、県の平均よりも下回っていたため、今回大幅な減額となっております。

こちらにつきましては、農業委員さんのほうに説明は済んでいるところでございます。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 8 号）」は、原案のとおり可決されました。

**日程第 19 「議案第 73 号」 令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第 3 号）**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 19、議案第 73 号「令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号「令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 「議案第 74 号」 令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 20、議案第 74 号「令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号「令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 「議案第 75 号」 令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 21、議案第 75 号「令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号「令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 「議案第 76 号」 令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 22、議案第 76 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 「議案第 77 号」 令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 23、議案第 77 号「令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号「令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 24 「議案第 78 号」 令和 7 年度多良木町一般会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 24、議案第 78 号「令和 7 年度多良木町一般会計予算」を議題といたします。
すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、源嶋議員。

○5 番（源嶋たまみ議員）

ページ 220 ページ。

款、総務費、項、総務管理費、節 17 の備品購入費で 670 万、公用車っておりますけども、これ、この内容を伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

この備品につきましてはの公用車でございますが、内容につきましては、ワゴン車が 1 台と軽トラックが 1 台ということで予定しております。

○議長（宇佐信行議員）

5 番、源嶋議員。

○5 番（源嶋たまみ議員）

ページ 261 ページ。

農林水産費、項の農業費、経営継承・発展支援事業補助 100 万とありますが、内容を伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森博範君）

こちらの経営発展事業につきましては、農家を継承する際にですね、機械等購入する際に、町と国のほうで 2 分の 1 ずつ、50 万ずつ補助するものでございます。

1 件分の申請を見込んで、予算計上しているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

5 番、源嶋議員。

○5 番（源嶋たまみ議員）

ページ 264 ページ。

農林水産費の、旅費の、未来を担う農業者支援事業補助で 500 万組んでありますが、この内容をお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

ご説明いたします。

未来を担う農業者支援事業費 500 万でございますが、こちらにつきましては、地域計画を核とした農業集積のさらなる推進と未来を担う農業者の確保を図るため、認定農業者、認定新規就農者及び中心経営体を対象に、農業機械及び農業生産施設の取得に関する経費を補助するものでございます。

○議長（宇佐信行議員）

5 番、源嶋議員。

○5 番（源嶋たまみ議員）

今の説明の件なんですけども、補助割合はどれぐらいですか。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

認定農業者につきましては、3分の1、それから、その他の就農者につきましては4分の1でございます。

○議長（宇佐信行議員）

5番、源嶋議員。

○5番（源嶋たまみ議員）

同じページの下になります。

高温対策支援事業補助で333万4,000円とありますが、これはどういう補助内容なのかお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

ご説明いたします。

高温対策支援事業費、333万4,000円でございますが、こちら昨今の記録的な猛暑の影響による農作物等の育成不良による収量の減少や品質低下が発生する中、農業経営の継続発展に資するために、遮光ネットなど、高温対策資材の導入に取り組む農業者に対し支援するものでございます。

内容につきましては、今後精査させていただければと思います。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

5番、源嶋議員。

○5番（源嶋たまみ議員）

ページ267ページ。

畜産生産基盤強化促進事業補助とありますけども、この内訳を伺いたいと思います。

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

畜産生産基盤強化促進事業補助、788万4,000円についてご説明申し上げます。

内容につきましては畜産農家を支援するものでございまして、繁殖牛対策といたしまして繁殖雌素牛導入補助を250万、それから、保留牛補助40万、それから、酪農対策としていたしまして、搾乳牛更新補助として420万、それから、肥育牛対策といたしまして、肥育素牛導入補助20万、それから、牛の異常産予防注射補助58万4,000円を予定しております。

○議長（宇佐信行議員）

5番、源嶋議員。

○5番（源嶋たまみ議員）

272ページです。

17の、節17の備品購入費で公用車36万8,000円とありますけども、30万8,000円とありますけども、何か、車にしては安いんですけど、どういう車を購入されるのか。

○議長（宇佐信行議員）

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それではお答えいたします。

ここにしましては、森林管理協議会というのがございまして、そちらのほうで5年間のリースをしておりました公用車があります。

そちらのほうのリースが終わりましたので、残額をですね、買取価格ということで今回上げさせていただいております。

○議長（宇佐信行議員）

5番、源嶋議員。

○5番（源嶋たまみ議員）

最後になります。

273 ページ、1 番下の林業・木材産業生産性基盤強化対策事業補助で 6,979 万とありますけども、この内訳をお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それではお答えいたします。

ここににつきましては、木材市場によります原木の仕分をする機械を購入するということですので、そちらのほうの補助金のほうが上がっております。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

源嶋議員、よございますね。はい。

ほかに質疑はありませんか。

はい。

8 番、猪原議員。

○8 番（猪原清議員）

228 ページの節 18、負担金補助及び交付金のところで、上から 3 行目の人吉球磨スマートインターチェンジ協議会。

これは債務に対する償還ということなのですが、あと何年ぐらいこれは、期間が残ってるんですかね。

そこだけお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

ここで答弁打合せのため暫時休憩いたします。

（午前 10 時 44 分休憩）

（午前 10 時 44 分開議）

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

お答えいたします。

令和 12 年度までの償還となっております。

○議長（宇佐信行議員）

8 番、猪原議員よございますか。

はい。

ほかに質疑はありませんか。

9 番、落合議員。

○9 番（落合健治議員）

294 ページの教育費で、小学校費の委託料、プール機械保守点検委託料 29 万 4,000 円ですね、その内容についてお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

各小学校のプールのですね、保守点検の委託料でございます。

○議長（宇佐信行議員）

9 番、落合議員。

○9 番（落合健治議員）

内容を聞いたらですね、小学校のプールに関しては泳ぐプールの保守点検以外に、飲み水にできるという機能があったはずなんで、そこまで保守点検の内容に入っているのか、もう一度

お伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

その部分については行っておりません。

○9番（落合健治議員）

終わります。

○議長（宇佐信行議員）

ほかにはありませんか。

はい、6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治議員）

2点伺います。

まず一つは223ページになります。

款2、総務費、目9、企画費、節7、報償費、この中に地域活性化起業人で200万円、そして次の224ページの節8に、同旅費として200万円が計上されておりますが、この内容と予算のいわゆる使い道、使途を伺いたいのですが、前年度は事業としての計上は確かあってないと思うんですが、その辺も含めて答弁をいただきたい。

○議長（宇佐信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

お答えいたします。

地域活性化企業人のご説明ですが、3大都市圏に所在する社員を一定期間、この一定期間というのは6か月から3年間ですね、受入れ、そのノウハウや知見を活用しながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し、地域活性化を図る取組ということで国のほうは定めております。

こちらのほうは、地域協力隊としては、令和7年度に行わず、こちらの地域活性化起業人という制度を活用しようと考えております。

実際企業で働いていらっしゃる方を副業として多良木町に来ていただき、町の地方創生に関するお手伝いをさせていただくものとなっております。

こちら特別交付税措置が行われておりまして、報酬の上限が1人100万円、旅費のほうも1人100万円、上限のほうですね。ですので、報酬のほうも、報償費のほうも、2人分で200万円と、次ページの旅費のほうも2人分で200万円という計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治議員）

289ページになります。

款の9、消防費、目4、災害対策費、節12の委託料、これ防災マップ機能強化等委託料に671万円が計上されておりますが、前年度は165万円だったと思うんですね。

約4倍にこの金額膨れ上がってるわけですが、どのような事情によるものか、また委託先について、いったいどういうふうになっているのか、その点も含めて、伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それではお答えいたします。

防災マップ機能強化等委託料671万円の内訳でございまして、こちらが防災マップの冊子版を一応令和2年度に作成しております。

それから5年経ちますので、更新しまして、そちら全世帯にお配りする、そちらにつきましてが、440万円でございます。

また、ウェブ版としまして、ハザードマップの機能強化を考えております。

この機能強化につきましては、多言語化、2か国語でございますが、そちらのほうを考えているところでございまして、そちらが231万円、合計の671万円になるものでございます。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「令和7年度多良木町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第25 「議案第79号」 令和7年度多良木町国民健康保険特別会計 （事業勘定）予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第25、議案第79号「令和7年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「令和7年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第26 「議案第80号」 令和7年度多良木町国民健康保険特別会計（直診 勘定）予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 26、議案第 80 号「令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって議案第 80 号「令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 「議案第 81 号」 令和 7 年度久米財産区特別会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 27、議案第 81 号「令和 7 年度久米財産区特別会計予算」を議題といたします。すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号「令和 7 年度久米財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 「議案第 82 号」 令和 7 年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 28、議案第 82 号「令和 7 年度多良木町上水道事業会計予算」を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号「令和 7 年度多良木町上水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第 29 「議案第 83 号」 令和 7 年度多良木町下水道事業会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 29、議案第 83 号「令和 7 年度多良木町下水道事業会計予算」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号「令和 7 年度多良木町下水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 「議案第 84 号」 令和 7 年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 30、議案第 84 号「令和 7 年度多良木町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 84 号「令和 7 年度多良木町介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第 31 「議案第 85 号」 令和 7 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宇佐信行議員）

次に日程第 31、議案第 85 号「令和 7 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号「令和 7 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宇佐信行議員）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前 10 時 58 分散会）